

2023年度町田市教育委員会
第2回臨時会会議録

1、開催日 2024年3月29日

2、開催場所 教育長室

3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一
委 員 後 藤 良 秀
委 員 井 上 由 奈
委 員 関 根 美 咲

4、署名者 教育長

委 員

5、出席事務局職員	学校教育部長	石 坂 泰 弘
	生涯学習部長	佐 藤 浩 子
	教育総務課長	高 田 正 人
	保健給食課長	押 切 健 二
	指導室長	
	（兼）指導課長	大 山 聡
	指導課担当課長	渡 辺 幹 博
	（兼）教職員係長	
	生涯学習総務課長	江 波 戸 恵 子
	書 記	齊 藤 華 子
	書 記	板 垣 有 美 子

6、提出議案及び結果

議案第34号 原 案 可 決

議案第 3 5 号		原 案 可 決
議案第 3 6 号		原 案 可 決
議案第 3 7 号		原 案 可 決
議案第 3 8 号		原 案 可 決
議案第 3 9 号		原 案 可 決
議案第 4 0 号		原 案 可 決
議案第 4 1 号		原 案 可 決
臨時代理報告第 5 号		承 認

7、議事の概要

午後 1 時 07 分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第 2 回臨時会を開会いたします。

本日の署名委員は、後藤委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。

日程第 2、臨時代理報告のうち、臨時代理報告第 5 号は、人事に関する案件であることから、非公開とさせていただいて、日程第 3、報告事項終了後に一旦休憩をとり、関係者のみお残りいただいて、審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますと思います。

それでは、日程第 1、議案審議事項に入ります。

はじめに、議案第 34 号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第 34 号「教育委員会職員の 3 月 31 日付け人事異動について」、ご説明いたします。

本件は、2024 年 3 月 31 日付で発令が予定されている教育委員会職員のうち、部長、課長及びこれらに相当する職にある者の人事異動について決議を求めるものです。

1 枚おめくりいただきまして、今回は「退職」が部長級 1 名でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関し

て何かご質問等ございましたらお願いいたします。——よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 34 号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 35 号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第35号「教育委員会職員の4月1日付け人事異動について」、ご説明いたします。

本件は、2024 年 4 月 1 日付で発令が予定されている教育委員会職員のうち、部長、課長及びこれらに相当する職にある者の人事異動について決議を求めるものでございます。

1 枚おめくりください。

「転出」が、課長級 5 名でございます。また、「転入等」が、部長級 1 名、転入と兼務解除を合わせて課長級 7 名でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 35 号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第 36 号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第36号「町田市教育委員会児童生徒表彰対象者の追加について」、ご説明いたします。

本件は、町田市教育委員会児童生徒表彰の対象者について、教育委員会第10回及び第11回定例会において決定した30名、7 団体に加え、別紙のとおり 1 名を追加するものでございます。

1 枚おめくりください。表彰対象者は小学生の文化的な活動の優秀な成果について 1 件

でございます。

2023年度の町田市教育委員会児童生徒表彰対象者は、教育委員会第10回及び第11回定例会の承認分と合わせまして、合計で38件となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。お諮りします。議案第36号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第37号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第37号「町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、次の理由により改正するものでございます。

(1) 2024年4月1日に実施する組織改正に伴い、鶴川地域図書館サービス係を廃止するため。

(2) 事務の廃止に伴い、関係する規定を整理するため。

(3) 町田市生涯学習審議会条例の改正及び町田市社会教育委員の設置に関する条例の廃止に伴い、関係する規定を整理するため。

1枚おめくりください。2「改正内容」でございます。

(1) 町田市立図書館の係から鶴川地域図書館サービス係を削ります。

(2) 教育センターの所掌事務のうち廃止された事務に係る規定を削ります。

(3) 教育委員会の所管に属する附属機関から町田市社会教育委員を削るとともに、生涯学習総務課の所掌事務から社会教育委員に関するものを削ります。

(4) 教育委員会の所管に属する附属機関のうち町田市生涯学習審議会の設置目的に関する規定を改めます。

(5) その他文言の整理を行います。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。この規則は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 37 号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 38 号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第38号「町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、次の理由により改正するものでございます。

(1) 総務部総務課が新たに定める決裁区分設定基準を踏まえ、決裁区分を見直すため。

(2) 学務課の個別決裁事項の合議先を改めるため。

(3) 事務の廃止に伴い、関係する規定を整理するため。

1 枚おめくりください。2 「改正内容」でございます。

(1) 教育長が不在のときの第二次代決者に主管部次長を、第三次代決者にあらかじめ主管部長が指定する課長を加えます。

(2) 共通決裁事項の庶務に関する事項の一部の項目について決裁区分を改めます。

(3) 共通決裁事項の人事に関する事項のうち旅行命令及び復命に関する項目を1つにまとめるとともに、決裁区分を改めます。

(4) 教育総務課、学務課、指導課の個別決裁事項について、それぞれ規定を整備します。

(5) その他文言の整理を行います。

もう1枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。

なお、この規程は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 38 号は、原案のとおり可決するこ

とにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 39 号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第39号「町田市教育委員会文書管理規程の全部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、市長が保有する文書等の管理との統一的な取扱いを行うことを目的として、改正するものです。

1 枚おめくりください。

2「改正内容」ですが、「町田市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関における文書等の取扱いについては、町田市文書管理規程の例による」と、改正いたします。

また、この規程を引用している町田市教育委員会公印規程の規定を改めます。

今回の改正と、次にお諮りする町田市教育委員会電子署名規程の制定により、今後、町田市教育委員会においても電子署名を行うことができるようになります。

もう 1 枚おめくりください。

先ほど申し上げたとおり、「町田市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関における文書等の取扱いについては、町田市文書管理規程の例による」ことを記載しています。

また、この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

なお、附則の表「改正後」にある文書管理規程の規程番号は、本件の議決後、公表の手続を行う時点で確定するため、現時点では空欄としています。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 39 号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 40 号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げ

げます。

○学校教育部長 議案第40号「町田市教育委員会電子署名規程の制定について」、ご説明いたします。

本件は、町田市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関における電子署名の取扱いについて定めることを目的として、制定するものです。

1枚おめくりいただきまして、「制定理由」につきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。

もう1枚おめくりください。

この規程では、町田市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関における電子署名の取扱いについては、町田市電子署名規程の例による旨を定めています。

なお、この規程は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。お諮りします。議案第40号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

次に、議案第41号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長 議案第41号「町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、3月に議会において可決された「町田市立小学校等の学校給食費に関する条例」であり、2月2日の教育委員会定例会において議案第27号として付議させていただいております改正に伴い関係する規定を整備するため、及び学校給食費等の額を増額するため、改正するものです。

1枚おめくりください。

改正の内容は2点あります。

1点目として、第2条の関係ですが、2024年度から町田市立中学校において段階的に全員給食を実施することに伴い、この規則の対象となる中学校を、学校給食費の公会計化の

対象となる中学校を除く市立中学校とするため、「中学校」の定義を改めます。

2点目として、第6条の関係ですが、学校給食費等の額を310円から330円に改めます。

施行期日ですが、1点目の「中学校」の定義の改正については、堺中学校の全員給食が始まる令和6年9月1日から、2点目の学校給食費等の額の改正については、同年4月1日から施行します。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

次に、日程第3、報告事項に入ります。本日の報告事項は2件ございます。

まず、報告事項（1）について、担当者から報告させていただきます。

○保健給食課長 報告事項（1）「町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本件は町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部を改正するために定めた規則について報告するものです。

説明は3ページ以降の条文を見ながら、改正理由、改正内容、改正期日を一括して説明します。

3ページの規則をご覧ください。まずは、第1条をご覧ください。条文の中の表は、規則の改正前後を対照表として示したものです。

第1条による主な改正を3点説明します。

1点目は、対照表の第3条の関係で、学校給食費等を増額するため、額を改めるものです。

2点目は、同じく第3条の関係です。学校に勤務する教職員等について、改正前は「（5）教職員等」で定めていましたが、中学校において段階的に全員給食を実施することを見据え、今後は、小学校、中学校の教職員に提供する給食の量を変えるため、学校給食等の提供を受ける教職員等の学校給食費等を、小学校において提供を受ける者と中学校において提供を受ける者に区分して規定します。

3点目は、4ページをご覧ください、下の方にある第8条の別表第2に関する改正です。別表の2項目の傷病等の理由により連続して学校給食等の提供を受けない場合における学校給食等の減額の要件及び減額する額に関する規定を改めるものです。

具体的には、連続して学校給食等の提供を受けない場合に減額の対象になる日数を連続5日以上から連続3日以上に改めました。

第1条は、令和6年、2024年4月1日から施行します。

次に、6ページの第2条をご覧ください。第2条による主な改正を2点説明します。

1点目は、題名を「町田市立学校の学校給食費等に関する規則」に改めます。

2点目は、改正後の第2条の2に関するもので、条例に規定する学校給食費の公会計化の対象となる中学校として、2024年、令和6年9月に全員給食を開始する堺中学校を加えるものです。この条例とは、「町田市立学校の学校給食費に関する条例」のことです。

この第2条は、令和6年9月1日から施行します。

続いて、7ページの第3条をご覧ください。

第3条による改正は、先ほどと同様に、第2条の2に関するもので、条例に規定する学校給食費の公会計化の対象となる中学校に2025年、令和7年1月から全員給食を開始する鶴川中学校をはじめとした5校を加えるものです。

この第3条は、令和7年1月1日から施行します。

最後に、第4条による改正です。

第4条による改正も、第2条の2に関するもので、2025年4月に全員給食を開始していない南大谷中学校をはじめとする5校を除く中学校とする旨の規定に改めるものです。

この第4条は、令和7年4月1日から施行します。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

○後藤委員 武蔵岡中学校はこれまで大戸小学校と給食の提供をしていたもので、3ページの第1条の改正前、改正後に記載がありますが、堺中学校の表記はないようです。こちらの表には堺中学校は、載らないのでしょうか。

○保健給食課長 3ページの第1条は2024年4月1日時点のもので、堺中学校は9月から給食を開始するため、こちらの表には記載をしていません。6ページの第2条は堺中学校が給食開始をする9月の改正文になりますので、こちらには記載をします。このように、

各中学校で給食開始の都度、改正をし、反映をしていくものになります。

○後藤委員 開始に合わせて規則の整備をすると、これだけ多くの改正が必要ということがわかりました。

○ そのほかいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

次に、報告事項（２）について担当者からご報告させていただきます。

○保健給食課長 報告事項（２）「2024 年度学校給食における物価高騰対策及び多子世帯給食費無償化について」、ご報告いたします。

資料をご覧ください。

項番１は「物価高騰対策」として行う学校給食費の減額です。現下の物価高騰の影響に伴う、食材価格の上昇によって、2024 年度に実施する小中学校の学校給食費の改定に伴う増額分に対して、国の交付金を活用し、2024 年度については保護者に負担を求めない、つまり 2023 年度と同額に据え置きます。

実施期間は、2024 年 4 月 1 日から 1 年間としております。延長する場合には改めてご報告差し上げます。

項番２は「多子世帯給食費無償化」です。少子化対策の一環として多子世帯の保護者負担を軽減するため、第２子以降、この制度では、町田市立小中学校に通う中で、年長者から数えて２番目の児童・生徒の学校給食費を、国の交付金、及び新たに創設された東京都の補助金を活用し、2024 年度において無償化します。

こちらの実施期間は、物価高騰対策と同様です。２ページに多子世帯無償化イメージを示しました。町田市立小中学校に通うお子さんの中で、年長者から２番目のお子さんが無償化の対象です。パターン２では、高校生がいるため、この制度では第２子のお子さまは無償化の対象とはなりませんが、第３子のお子さまは無償化の対象となります。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

○後藤委員 年度ごとにその年の交付をするということは、今後はまた補助金がつけば交付するということでしょうか。

○保健給食課長 これまでも補助金がつく形で実施をしているものですが、しっかりと検討をした上で、考えていかなければならないと考えています。

○井上委員 多子世帯給食費無償化の申請は、必要でしょうか。

○保健給食課長 基本的には学籍で確認をするため申請は不要ですが、やむを得ない理由で世帯を分けている場合には、学籍ではわからないため、申請をいただくことになります。

これについては、保護者にお知らせをします。

○井上委員 該当の保護者に通知をするものでしょうか。

○保健給食課長 すべての保護者に通知を出します。

○ そのほかいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

予定された、本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様、あるいは事務局のほうから、何かございましたらお願いいたします。——よろしいですか。

休憩いたします。

午後 1 時 32 分休憩

午後 1 時 33 分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で、町田市教育委員会第 2 回臨時会を閉会いたします。

午後 1 時 35 分閉会